

令和元年第8回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和元年8月20日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 戸田浩二
- 4, 出席者 教育長  
教育委員 4名  
事務局 12名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7, 会議の概要
  - (1) 開会  
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
  - (2) 議事録署名人の指名  
今泉教育長 戸田委員を指名する。
  - (3) 教育長の報告  
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。  
  
今泉教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。  
  
各委員 (特になしの声)  
  
今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
  - (4) 議事  
今泉教育長 それでは、議事に入ります。最初の議案は5ページとなります。「議案第24号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」笠間公民館長より説明を求めます。  
  
事務局 資料の方の5ページでございます。「議案第24号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

て」ご説明をさせていただきます。まず本規則の改正理由についてでございますが、本年10月1日に予定されております消費増税に伴いまして、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例のうち、公民館所有の施設及び設備の使用料について改正することに合わせまして、公民館使用申込書、第9条関係の様式第1のその1・2・3について、公民館所有の備品のうち、映写機・OHPなど、老朽化や改修工事に伴いまして、現在貸し出しをすることができなくなった備品及び付属設備について規則中の様式から削除するものでございます。なお本規則の施行日は、本年10月1日を予定しております。以上で説明を終わります。

今泉教育長 只今、笠間公民館長より説明がございましたが、「笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第24号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、本日の議案「議案第25号」は議会提出案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第25号」の案件を非公開といたします。

#### 【議案第25号】(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後3時00分閉会を宣す。

#### 8, 議決事項

議案第24号	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第25号	令和元年第3回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決